京都市旅館業法の施行及び旅館業の適正な運営を確保するための措置に関する条例の一部を改正する条例(令和5年3月30日京都市条例第 5 8 号)(保健福祉局医療衛生推進室 医療衛生企画課)

博物館法の一部改正に伴い、規定を整備することとしました。 この条例は、令和5年4月1日から施行することとしました。

京都市旅館業法の施行及び旅館業の適正な運営を確保するための措置に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和5年3月30日

京都市長 門川大作

京都市条例第 5 8 号

京都市旅館業法の施行及び旅館業の適正な運営を確保するための措置に関する条例の一部を改正する条例

京都市旅館業法の施行及び旅館業の適正な運営を確保するための措置に関する条例の一部を次のように改正する。

第13条第4号中「第29条」を「第31条第2項」に、「博物館に相当する施設」を「指 定施設」に改める。

附則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(保健福祉局医療衛生推進室医療衛生企画課)